

副 議 長 日程第4「議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護保険法に規定されている第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第9期期間中の介護保険料の基準額等が変更となることから、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本条例の改正理由は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護保険法に規定される第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第9期期間中の平成6年度から平成8年度までの介護保険料の月額保険料や保険料率、新たな所得段階の創設等が変更になることから、所要の改正を行うものです。

それでは、議案3枚おめくりいただいて、参考資料1、新旧対照表の1ページをお願いいたします。右、現行欄、左、改正欄となっております。現行欄の9条、保険料率でございます。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間と合わせ、平成3年度から平成5年度までを期間として定めておりましたが、改正案では、第9期の計画の期間と合わせ、令和6年度から令和8年度まで改正をいたします。また、介護保険料につきましては、第9期松田町介護保険事業計画等策定委員会において、令和6年度から令和8年度までの期間、計画期間中3か年の介護保険事業の必要なサービス給付費等からかかる費用の見込額等を試算し、去る2月5日に第5回となる策定委員会において、後期高齢者の増加、サービス給付総額等の増による介護保険料への影響、会計の基金繰り入れを踏まえ、それに基づき試算した介護保険料は、現行の月額5,100円より

100円増額の月額5,200円になることの合意を得ております。また、介護保険条例上、変更が生じるため、併せて改正を行うこととなっております。

それでは、改正案を御覧いただいて、同条1号でございます。所得段階、第1段階の割合、年額保険料について改正しております。第2号では、第2段階の割合、年額保険料に改め改正したものとなります。

続いて、2ページを御覧ください。同条第3号では所得段階、第3段階の割合、年額の保険料に改め、同様に第4号では第4段階の年額保険料に改め、第5号では第5段階の年額保険料に改め、第6号では第6段階の年額保険料に改め改正したものとなります。

3ページを御覧ください。改正案、同条6号では、イの下線部、要保護者が保護を必要としない条件を除く規定を改め改正しているものでございます。併せて第7号では第7段階の年額保険料に改め、同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改め、第8号では第8段階の年額保険料に改め、同様に同号イの要保護者の保護を必要としない条件を除く規定に改め改正しているものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。第9号では第9段階の年額保険料並びに同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改め、第10号では第10段階の年額保険料並びに所得段階の範囲を示す合計所得金額に改め、同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改め改正するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。第11号では第11段階の年額保険料並びに所得段階の範囲を示す合計所得金額に改め、同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定に改めております。第12号では第12段階の年額保険料に改め、次に所得段階の範囲を示す合計所得金額並びに同号イの要保護者が保護を必要としない条件を除く規定を定めたアとイを加え、第13号では第13段階の割合、年額保険料並びに所得段階の範囲を示す合計所得金額の規定を新たに加えております。

6ページを御覧ください。13号のイの要保護者が保護を必要としない条件を

除く規定を新たに加えて定めるものです。14号では第14段階の割合、年額保険料を新たに加えて、同条第2項では令和6年度から令和8年度における低所得者第1段階から第3段階の割合並びに年額保険料に改め改正するものでございます。

それでは、改正本文のほうにお戻りいただいて、3ページを御覧ください。附則でございます。附則1号、この条例は令和6年4月1日から施行する。2号、経過措置でございます。改正後の松田町介護保険条例第9条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はなしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、討論ございますか。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。